

佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務（その2）に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年6月29日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 佐井寺西土地区画整理事業に係る支障物件調査業務（その2）
- 2 業務場所 吹田市佐井寺4丁目地内ほか
- 3 履行期間 令和5年8月1日～令和6年3月31日
- 4 業務種類 補償関係コンサルタント業務（支障物件調査業務及び補償金算定業務）
- 5 業務概要 打合せ協議 1式
建物等の調査及び算定 1式
営業その他の調査及び算定 1式
消費税等調査 1式
- 6 予定価格 事後公表とする。
- 7 最低制限価格 事後公表とする。
平成16年6月10日付け、国官会第367号「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」の2>（2）>イの表中の「補償関係コンサルタント業務」に基づき算定する。
- 8 入札回数 2回
- 9 入札保証金 吹田市財務規則第98条に基づき免除。
- 10 契約保証金 契約金額の10%以上
- 11 支払条件 （1）前払い 無し
（2）部分払い 無し
- 12 契約不適合責任期間 2年
- 13 入札参加資格 （1）地方自治法施行令第167条4の規定に該当しない者であること。
（2）本市の競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登録されており、参加希望業種の第1希望が補償関係であること。
なお、本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に市内業者及び準市内業者として登録されている者は、第1希望から第4希望のいずれ

かが補償関係であれば参加できるものとする。

(3) 本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登録後、1年を超えている者であること。

(4) 直接雇用し、下記要件を満たす者を管理技術者として配置できること。

（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない）

物件部門、営業補償・特殊補償部門及び補償関連部門の登録を受けた補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者

なお、令和4年度発注済の「佐井寺西土地区画整理事業用地補償総合技術業務（その2）」における管理技術者との兼務は認めない。

14 入札参加資格確認及び申請

(1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、次の(2)に示す資料を所定の日時、及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書 ————— 様式1

イ 参加資格確認結果通知先 ————— 様式2

(3) 申請書及び設計図書等の交付方法及び申請受付場所

ア 交付方法

吹田市土木部一般競争入札ホームページからダウンロードすること。

イ 申請受付期限

令和5年7月13日（木）午後5時30分まで（土・日及び祝祭日を除く）

なお、申請書及び資料は直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

ウ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

(4) 入札参加資格に関する質疑

ア 任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

イ 受付期限

令和5年7月3日（月）午後5時30分まで（土・日及び祝祭日を除く）

ウ 受付場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

エ 回答日時

令和5年7月5日(水)以降

オ 回答掲載場所

吹田市土木部一般競争入札ホームページに掲載する。

(5) 入札参加資格の確認の結果は次のとおり通知する。

ア 通知日時

令和5年7月18日(火)

イ 通知方法

電子メール(参加資格確認結果通知先のアドレスへ送信)

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止等の措置を受ける場合がある。

オ 資格「有」の者には、電子メールにて結果通知として入札関係書類を送付する。

15 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和5年7月19日(水)午後5時30分まで

イ 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

ウ 提出方法

任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面で回答する。

ア 回答日時

令和5年7月20日(木)午前9時から午後5時30分まで

イ 回答場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

16 設計図書に対する質疑等

(1) 質疑書〔様式3〕の提出方法

電子メールにより提出すること。

電子ファイルの形式は Microsoft Excel 又は PDF（質疑書〔様式3〕については、吹田市土木部一般競争入札ホームページから様式をダウンロードすることができる。）とし、送信の際には必ず事前にウイルスチェックを行うこと。なお、電話等による質疑は一切受付けない。

(2) 質疑受付期限

令和5年7月6日（木）午後5時

(3) 送信先メールアドレス

doukan-soumu@city.suita.osaka.jp

(4) 回答日時

令和5年7月13日（木）以降

(5) 回答方法

吹田市土木部一般競争入札ホームページに掲載する。

17 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和5年7月21日（金）午後2時（時間厳守）

(2) 入札場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎3階 会議室

18 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。

(2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意交渉を行うものとする。

19 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

20 入札金額

落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札書に記載す

ること。

21 落札候補者の決定

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

22 入札等の延期又は中止

本件の入札執行にあたり、特別な事情が発生した場合には、入札等を延期又は中止することがある。

23 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の書類を提出すること。

なお、積算内訳書については、本市様式にて作成すること。

(1) 提出期限

令和5年7月24日(月)午後5時30分まで

(2) 提出場所

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

(3) 提出書類

ア 配置予定主任担当者の資格者証の写し等

イ 配置予定主任担当者を直接的かつ恒常的に雇用していることが確認可能なもの

ウ 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書

エ 積算内訳書(本市様式の積算内訳書を落札候補者に配布する)

24 落札決定の取消し

(1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 正当な理由がなく、本市工事請負契約等に係る発注要領第44条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) 前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わない。

25 契約保証金

落札者は、次の各号に掲げる業務委託料の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる有価証券、金融機関の保証書その他の甲が確実と認める担保の提供

(3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に

規定する保証事業会社との間に締結した甲を被保証者とする保証契約に係る保証証券の提出

(4) 保険会社との間に締結した甲を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出

(5) 保険会社との間に締結した甲を債権者とする工事履行保証委託契約に係る保証証券の提出

26 その他

入札参加者は、この要領のほか、「入札心得書」・「吹田市工事請負契約等に係る発注要領」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

27 問合せ先

大阪府吹田市佐竹台1丁目6番1号

吹田市南千里庁舎4階 総務交通室

電話(06)6872-1651(直通)